

協会けんぽ鳥取支部 令和7年度収支

【資料6】

(百万円)

				鳥取支部	全 国	
収 入	保険料収入			46,058	11,054,642	
		一般分		46,052	11,053,235	
	その他収入			189	47,240	
		債権回収以外		133	31,739	
		債権回収		56	15,501	
	計			46,247	11,101,881	
支 出	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)			23,681	5,860,630	
		医療給付費 (A)-(B)		27,314	5,860,630	
			医療給付費 (A)	27,314	5,862,500	
			災害特例分 (B)	令和5年度の協会手当分 (B1)		431
				波及増分 (B2)		1,439
		年齢調整額		▲ 680	－	
		所得調整額		▲ 2,953	－	
	現金給付費等(国庫補助等を除く)			2,411	574,713	
	前期高齢者納付金等(国庫補助を除く)			15,327	3,652,979	
	業務経費(国庫補助を除く)			824	196,277	
	一般管理費(国庫負担を除く)			354	84,474	
	その他支出			224	53,300	
	令和5年度の収支差の精算			40	－	
	令和5年度のインセンティブ			45	－	
		加算額		45	10,351	
		減算額		0	▲ 10,351	
	計			42,906	10,422,374	
収支差	計			3,341	679,508	
		全国平均分		2,851	679,508	
		地域差分		490	－	

(注)

①年齢調整額、所得調整額のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

②債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

③医療給付費は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震による窓口負担減免措置に伴う令和7年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

④(B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う令和5年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。また、(B2)は、東日本大震災及び令和6年能登半島地震に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。

⑤「令和5年度の収支差の精算」は、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

令和7年度の支部別収支差(地域差分)の保険料率換算の見通し

(百万円)	
支部別収支差(地域差分) (a)	490
総報酬額(7年度実績) (b)	463,771
保険料率換算 (a)／(b) × 100	0.11

(注) 令和9年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和7年度の都道府県支部ごとの収支における収支差(地域差分)について精算する必要がある。当該収支差は、プラスの場合は収入に加算し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。

令和9年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和7年度の支部の収支差(地域差分)を令和9年度の総報酬額の見込額で除したものになるため、表中の保険料率換算(収支差(地域差分)を令和7年度の総報酬額の実績で除したもの)とは異なる。